R4年診療報酬改定における耳科手術の新設項目

1）K319-2 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術

1 上鼓室開放を伴わないもの　40,630点

2 上鼓室・乳突洞開放を伴うもの　52,990点

2）K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術　24,490点

3）K308-3 耳管用補綴材挿入術　18,100点

K319-2 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術 【新設】（白本 627ページ）

1 上鼓室開放を伴わないもの　40,630点

2 上鼓室・乳突洞開放を伴うもの　52,990点

注意事項：特掲診療料の施設基準あり（要届出）

第60の 9 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術　（白本 1024ページ）

1 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術に関する施設基準

(1) 耳鼻咽喉科を標榜している病院であること。

(2) 鼓室形成に係る手術を年間20例以上実施していること。

(3) 常勤の耳鼻咽喉科の医師が3名以上配置されており、このうち2名以上は耳鼻咽喉科の経験を5年以上有していること。

2 届出に関する事項

経外耳道的内視鏡下鼓室形成術の施設基準に係る届出は、別紙2の様式87の29を用いること。

K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術　24,490点

【新設】（白本 626ページ）

植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術は、関連学会の定める適応基準に合致する難聴患者に対して実施した場合に算定する。（白本666ページ、後述）

注意事項：特掲診療料の施設基準あり（要届出）

第61 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術（白本 1024ページ）

1 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術に関する施設基準

(1) 耳鼻咽喉科を標榜している病院であること。

(2) 内耳又は中耳の手術が年間30例以上あること。

K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術　24,490点

【新設】（白本 626ページ）

第61 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術（白本 1024ページ）

1 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術に関する施設基準

（つづき）

(3)常勤の耳鼻咽喉科の医師が3名以上配置されており、このうち2名以上は耳鼻咽喉科の経験を5年以上有しており、1名は少なくとも1例以上の人工内耳植込術の経験を有していること

K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術　24,490点

【新設】（白本 626ページ）

第61 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術（白本 1024ページ）

1 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術に関する施設基準

（つづき）

(4) 言語聴覚療法に専従する職員が2名以上配置されていること。なお、届出を行う保険医療機関と密接な連携を有する保険医療機関で植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術を実施した患者のリハビリテーションを行う場合は、リハビリテーションを実施する施設の常勤の耳鼻咽喉科医が1名以上および言語聴覚療法に専従する職員が2名以上配置されていれば差し支えない。

K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術　24,490点

【新設】（白本 626ページ）

第61 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術（白本 1024ページ）

２　届出に関する事項

植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術の施設基準に係る届出は、別添2の様式52及び様式55を用いること。

K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術　24,490点

【新設】　（白本 626ページ）

追加でお伝えしたいこと

・現時点ではメドエルジャパン骨導インプラントBONEBRIDGEを用いた手術が対象

材料価格基準

インプラント	720,000円
音声信号処理装置	325,000円

K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術　24,490点

【新設】（白本 626ページ）

追加でお伝えしたいこと（つづき）

・日本耳科学会による適応基準あり

参照：
https://www.otology.gr.jp/common/pdf/bonebridge2020.pdf

参考
K320-2 人工中耳埋込術　32,140点
（SOUNDBRIDGE）
K328-2 植込型骨導補聴器移植術　10,620点
（BAHA）

骨導インプラントBONEBRIDGE®の適応基準（2020）

本適応基準は、下記の条件を満たす難聴患者を対象とする。

1. 植込側耳が伝音あるいは混合性難聴である。
2. 聴力
   植込側耳における純音による 500Hz、1000Hz、2000Hz、4000Hz の骨導聴力レベルが平均 45dB 以内。
3. 気導補聴器や骨導補聴器あるいは軟骨伝導補聴器の装用が困難か、補聴効果が不十分である。
4. 中耳、外耳の病態が以下のどれかにあてはまる。
   ①先天性および後天性外耳道閉鎖症
   ②外耳・中耳からの持続性耳漏
   ③適切な耳科手術にても聴力改善が望めない、ないしは得られなかった症例
   ④対側が聾あるいは高度難聴のため耳科手術による合併症のリスクを避けたい症例

K308-3　耳管用補綴材挿入術　18,100点　【新設】（白本 627ページ）

保存的治療が奏功しない難治性耳管開放症の症状改善を目的に耳管用補綴材を耳管内に挿入した場合に算定する。（白本666ページ、後述）

注意事項：特掲診療料の施設基準あり（要届出）

第61の2 耳管用補綴材挿入術（白本 1024ページ）

1 耳管用補綴材挿入術に関する施設基準

(1) 耳鼻咽喉科を標榜している保険医療機関であること。

(2) 耳鼻咽喉科について5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。

(3) (2)のうち1名以上が、鼓膜形成術又は鼓室形成術を術者として合わせて20例以上実施した経験を有し、関連学会より認定されていること。

(4) 関連学会より認定された施設であること。

K308-3　耳管用補綴材挿入術　18,100点　【新設】（白本 627ページ）

第61の2 耳管用補綴材挿入術（白本 1024ページ）

2 届出に関する事項

耳管用補綴材挿入術に係る届出は、別添2の様式87の49及び様式52を用いること。

追加でお伝えしたいこと

・現時点では富士システムズ 耳管ピンを用いた手術が対象である

K308-3　耳管用補綴材挿入術　18,100点　【新設】（白本 627ページ）

耳管ピン

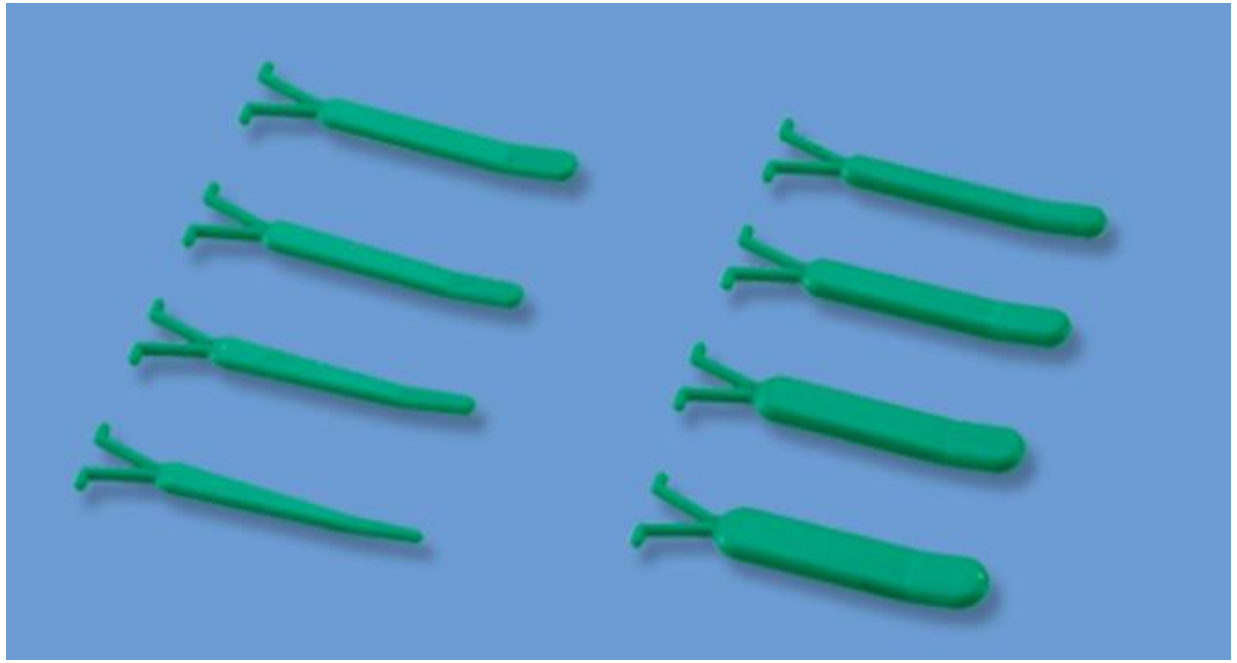

材料価格基準：208　耳管用補綴材　43,500円

K308-3　耳管用補綴材挿入術　18,100点

追加でお伝えしたいこと（つづき）

耳管用補綴材（耳管ピン）

（１）　耳管用補綴材は、保存的治療が奏功しない難治性耳管開放症の症状改善を目的に使用された場合に一側につき１回に限り算定できる。

（材料価格基準：208　耳管用補綴材　43,500円）

（２）　耳管用補綴材は、関連学会より認定された医師が使用した場合に限り算定できる。なお、その医師が関連学会より認定された医師であることを証する文書の写しを診療報酬明細書に添付すること。

（３）　耳管用補綴材は、関連学会より認定された保険医療機関で使用した場合に限り算定できる。なお、関連学会より認定された保険医療機関であることを証する文書の写しを診療報酬明細書に添付すること。

（保医発１１３０第３号　令和２年11月30日）

参照　・日本耳科学会「耳管ピン手術実施医制度」
https://www.otology.gr.jp/supervisor/jikanpin.php
・日本耳科学会「耳管ピン使用指針」
https://www.otology.gr.jp/common/pdf/jikanpin.pdf